

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示 県営土地改良事業計画を定めた件 三三六
- 告示 県営土地改良事業計画を変更した件 三三六
- 告示 道路の区域を変更する件 三三六
- 告示 道路の供用を開始する件 三三六
- 告示 肥料の登録事項に変更がある旨届出があった件 三三七

告 示

福島県告示第四百二十三号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、深野南地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 令和三年五月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和三年五月二十六日から
同 年六月十四日まで （二十日間）
- 三 縦覧の場所
南相馬市役所

（農村計画課）

福島県告示第四百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、前田川地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 令和三年五月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和三年五月二十六日から
同 年六月十四日まで （二十日間）
- 三 縦覧の場所
須賀川市役所

（農村計画課）

福島県告示第四百二十五号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和三年五月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和三年五月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道増大 津港線	東白川郡増大 大字川上 字堀ノ内一六七番一 地 先から 同 郡同町大字川上 字馬場八三番地先まで	変更前	七・七〇	三二五・五
		変更後	七・七〇 一七・四	三二五・五

（道路計画課）

福島県告示第四百二十六号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和三年五月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和三年五月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道埴大津港線	東白川郡埴町大字川上字堀ノ内一六七番一地从先から 同 郡同町大字川上字馬場八三番地先まで	令和三年五月二十五日

(道路計画課)

公 告

公告第百一号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定により、次のとおり住所に変更がある旨届出があった。

令和三年五月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	変更した年月日	変更した事項		氏名又は名称	住所
				変更後	変更前		
766	炭酸カルシウム肥料	土壌灌注用石灰質肥料	令和3年4月1日	大阪府 大阪府 大阪市 北区中之島二丁目2番7号	大阪府 大阪府 大阪市 北区同心二丁目10番5号	白石カルシウム株式会社	大阪府大阪市北区中之島二丁目2番7号

(農業総合センター)